

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	こども・若者政策課
委 託 業 務 名	地域子育て支援拠点事業（一般型）実施業務委託
委 託 業 務 場 所	大津市仰木の里東二丁目 2 番 5 号
概 要	常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供する。
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日
契 約 金 額	8, 1 0 0, 0 0 0 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大津市仰木の里東二丁目 2 番 5 号 〔名 称〕 社会福祉法人 せんだん二葉会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	現在大津市子ども・若者支援計画に位置づけ、大津市内 7 ブロックに 1 か所ずつ地域子育て支援拠点を設置している。 各ブロックの整備を検討する際、北部ブロックにおいて社会福祉法人せんだん二葉会から、つどいの広場を開催したいという意向を受けた。当法人は、自ら既存の保育園を増築し、親子が気軽に集えるスペースを確保し、独自で子育て支援に取り組むなど実績があったため、平成 19 年度から北部地域を担う拠点として業務を委託した。 当該業務については、特定の地域において子育て支援拠点を定めて事業を委託するもので、利用者が安心して安定的に利用することができるよう、一定の期間継続的に施設を特定することが適切であると考えられる。 また、契約相手方については、従来からの北部地域における子育て支援活動の実績を踏まえ、適切な事業運営が確保できると認められることから選定する。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

（注意） 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。